

テールゲートリフターの 操作の業務に係る特別教育

貨物自動車での荷役作業時の墜落、転落転倒などの労働災害のリスクがあるため、その機能や危険性を理解し、安全な作業方法を身に付ける必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務とし、令和6年2月1日より テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます。



荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務※は特別教育の対象となり、事業者は業務につかせる労働者に対し特別教育を実施しなければなりません。

※ 稼働スイッチ操作の他、キャストーストッパーなどの操作、昇降板の展開・格納の操作も含まれます。

◎貨物自動車に設置されたゲートリフターが対象です。

◎荷を積み卸す作業を伴わない点検などの業務、介護用車両に設置された車いす用装置は対象外となります。

当組合では、「テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育」を臨時に開催いたします。

開催日時： 2024年1月28日（日曜日） 9時開講 ◎8時30分受付開始

開催場所： (株)久慈重機 2階会議室

定員： 30名まで

受講料金： 10,000円+990円(テキスト代) 10,990円/人

受講時間： 学科4時間・実技2時間 計6時間

申込期限： 2024年1月15日（月曜日）まで

◆受講申請書の太枠内にご記入していただき、当組合までFAXまたはメールにてお送りください。

◆申込受付後、当組合より詳細案内お送りさせていただきます。

何かご不明な点がございましたら当組合までお問い合わせください。

問い合わせ先： 苫小牧鳶土木工事業組合 (担当：鈴木)

TEL 0144-82-7888/FAX 0144-57-1114 Mail suzuki09@plum.ocn.ne.jp

